

学校いじめ問題対策委員会設置要綱

宮城県大河原商業高等学校

(設置)

第1 学校いじめ防止基本法(以下「学校基本方針」という。)に基づき、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ)に関する措置を実効的に行うため、学校いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 対策委員会は、次に掲げる事項について協議し、適切かつ迅速な対策を講ずるものとする。

- (1) いじめ防止基本方針の策定及びいじめ防止等の年間計画に関すること。
- (2) いじめの実態把握に関すること。
- (3) いじめの対処に関すること。
- (4) 学校と家庭、地域や関係機関との連携及び施策の調整に関すること。
- (5) その他いじめ問題等の対策に必要な事項に関すること。

(組織)

第3 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、次に掲げる職にあるものをもって充てる。

- | | | | |
|----------------|------------------|-------------|----------------|
| 1 校長(委員長) | 2 教頭(副委員長) | 3 主幹教諭 | 4 生徒指導部長(事務局長) |
| 5 保健厚生部長 | 6 養護教諭 | 7 学年主任 | 8 生徒指導部いじめ担当者 |
| 9 保健厚生部特別支援担当者 | 10 父母教師会会長(副委員長) | 11 父母教師会副会長 | |
| 12 父母教師会学年委員長 | | | |

2 委員長は校長、副委員長は教頭及び父母教師会会長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(調査部会)

第4 いじめ事案及び生徒指導に関する重大事態発生時に調査を行うときは、対策委員会に調査部会を置くことができる。

- (1) 調査部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- (2) 当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を行う。

(事務局)

第5 対策委員会に付議すべき事項をあらかじめ調査、整理するための事務局を置く。

- (1) 事務局は、生徒指導部をもって充てる。
- (2) 事務局長は、生徒指導部長の職にある者をもって充てる。

(関係者の出席)

第6 委員長又は事務局長は、必要があると認められるときは、対策委員会又は事務局会議に関係者の出席を求めることができる。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

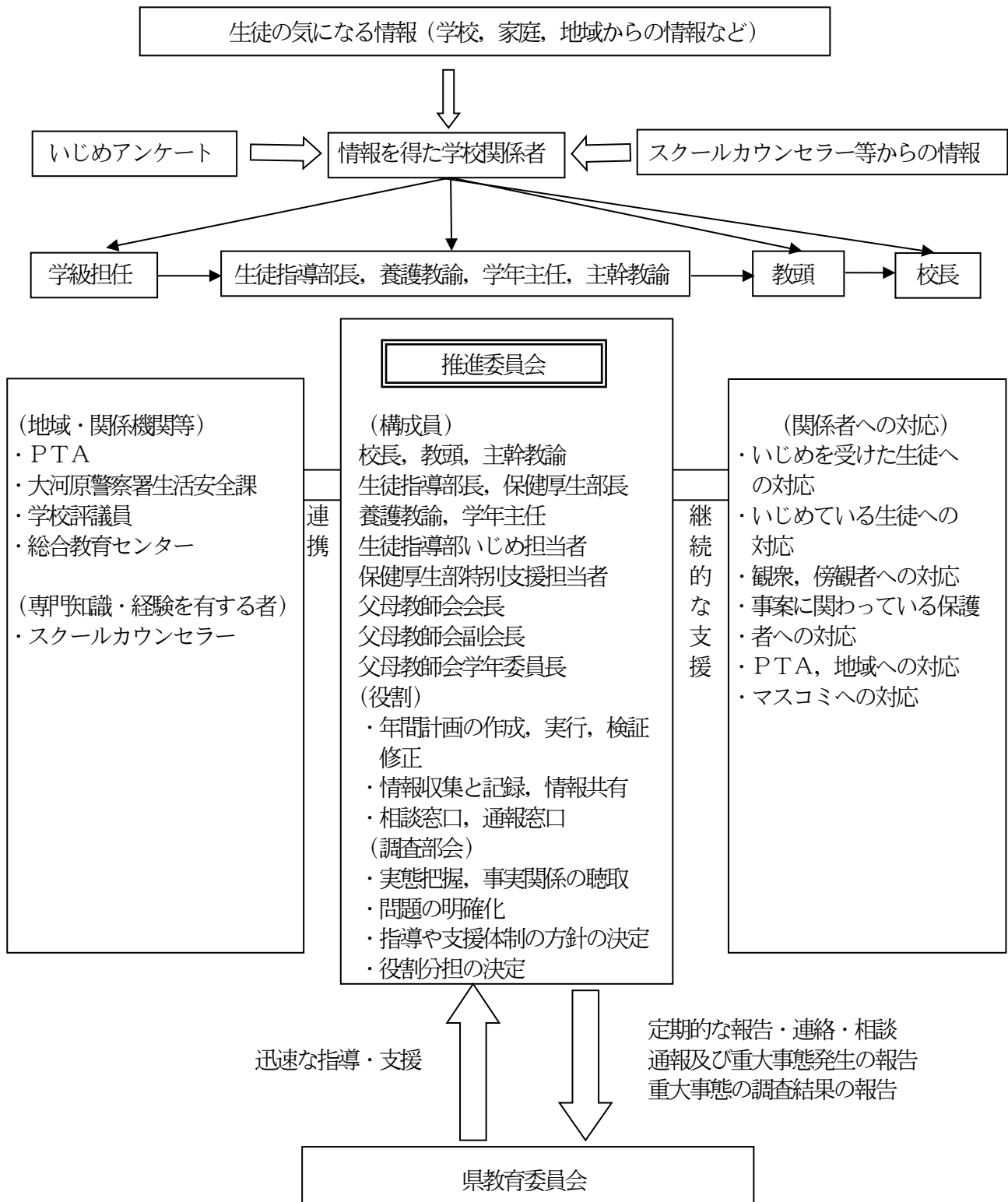
(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から運用する。

平成30年4月1日 一部改訂。

学校いじめ問題対策委員会

宮城県大河原商業高等学校



- ※ 1 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民の参画を求める。(宮城県いじめ防止基本方針)
- ※ 2 いじめ事案及び重大事態発生時に調査を行うときは、対策委員会に調査部会を置くことができる。(設置要綱)
- ※ 3 重大事態において、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。(宮城県いじめ防止基本方針)